二　森林病害虫等の種類
　松くい虫
三　行うべき措置の内容
　松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、地上から薬剤を散布しなければならない。
四　命令をしようとする理由
　一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。
五　その他必要な事項
㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第千二十五号

　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。
　平成二十四年四月十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間
㈠　区域
　岩手県
　　大船渡市
　宮城県
　　気仙沼市
　秋田県
　　能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町
　山形県
　　飽海郡遊佐町
　の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
㈡　期間
　平成二十四年五月七日から平成二十五年三月二十五日まで
二　森林病害虫等の種類
　松くい虫
三　行うべき措置の内容
　高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をしなければならない。
四　命令をしようとする理由
　一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。
五　その他必要な事項
㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第千二十六号

　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。
　平成二十四年四月十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間
㈠　区域
　秋田県
　　能代市並びに山本郡三種町及び八峰町
　の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
㈡　期間
　平成二十四年五月七日から平成二十五年三月二十五日まで
二　森林病害虫等の種類
　松くい虫
三　行うべき措置の内容
　松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。以下同じ。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸をしなければならない。
四　命令をしようとする理由
　一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、特別伐倒駆除の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。
五　その他必要な事項
㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。
㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。